

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月21日 山形地方法務局村山出張所 登記官 渋谷正博
記

1 手続番号 第3909-2025-0001号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字長瀬字草野3546番

1 手続番号 第3909-2025-0002号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字長瀬字草野4817番9

1 手続番号 第3909-2025-0003号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字長瀬字草野4819番5

1 手続番号 第3909-2025-0004号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字長瀬字草野4822番3

1 手続番号 第3909-2025-0005号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字長瀬字草野4823番4

1 手続番号 第3909-2025-0006号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

東根市大字長瀬字草野4841番3